

平成23年1月17日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 星野 彰

平成22年(ワ)第24535号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 平成22年12月8日

判 決

東京都葛飾区小菅一丁目35番1号 東京拘置所被收容中

原 告 大 高 正 二

千葉市中央区市場町1-1

被 告 千 葉 県

同 代表者知事 森田健作 こと 鈴木栄治

同 被告訴訟代理人弁護士 岡 田 暢 雄

同 今 西 一 男

同 山 本 正

同 遠 藤 憲 子

同 岡 田 尚 人

同 被告指定代理人 伊 藤 佳 明

同 山 口 雄 一 郎

同 滝 口 英 二

同 仲 村 克 史

同 和 泉 正 之

同 杉 田 浩 昭

同 増 元 幸 治

同 佐々木 訓 彦

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由



第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成21年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、被告に対し、千葉県千葉西警察署（以下「西警察署」という。）に所属する警察官が原告を不当に逮捕したなどと主張し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として、損害額40万円のうちの10万円の支払を求めている。

2 原告の主張

(1) 原告は、警察から街頭宣伝の許可を得て、平成21年6月30日、株式会社千葉興業銀行（以下「千葉興業銀行」という。）の本店前（以下「本件現場」という。）において、拡声器を用いて、詐欺、横領、恐喝を働く千葉興業銀行は脅し取った1400万円を利息を付けて返せなどと発言していたところ、西警察署の警察官らは、千葉興業銀行の通報を受け、その犯罪の手助けをするため、本件現場に臨場した。そして、原告には何ら犯罪の嫌疑がないのに、原告の右手を強くつかみ、公務執行妨害罪の被疑事実により不当に原告を逮捕した（以下「本件逮捕」という。）。

その後、原告は勾留され、本件逮捕の日から12日間にわたり、身柄を拘束された。

(2) 原告は、同年7月11日、釈放され、同月31日に不起訴処分となったので、同処分の理由の開示を書面で行うよう請求したにもかかわらず、被告は、刑事訴訟法261条に違反して、これに応じない。

(3) さらに、西警察署は、押収した原告所有物の一部について、押収品目録に記載がなく、押収していないとして、原告に返還しない。

(4) 原告は、以上の被告の違法な行為によって、名誉を毀損され、肉体的・精

神的に苦痛を受けた。その損害額は40万円を下らないところ、原告は、被告に対し、そのうちの10万円の支払を求めるものである。

3 被告の認否・反論

- (1) 原告の主張(1)のうち、原告が、本件現場において拡声器を使用して原告主張のような発言をしていたこと及び西警察署の警察官である矢幡巡査が本件逮捕をしたことは認めるが、その余は否認し、又は争う。本件逮捕は、適法である。

すなわち、原告は、本件現場において、拡声器を使用して、軽犯罪法1条14号の罪を犯していた。そのため、矢幡巡査は、原告に対し、職務質問を実施し、かつ、更なる犯罪行為を予防するため、警察官職務執行法（以下「警職法」という。）2条1項及び5条に基づき、拡声器のマイクを持つ原告の右手を押さえたところ、原告は、押さえられた手を原告の胸元近くまで上げ、それを振り下ろすという暴行を加えた。

上記の様子を見ていた西警察署の中山警部は、原告の行為が公務執行妨害罪に当たると判断し、矢幡巡査に対して、原告を同罪の現行犯人として逮捕するよう指揮し、矢幡巡査が本件逮捕を行った。

以上によれば、本件逮捕は適法なものである。

- (2) 原告の主張(2)のうち、原告が、平成21年7月11日、釈放されたことは認める。
- (3) 原告の主張(3)は、否認する。
- (4) 原告の主張(4)は、争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 証拠（乙1、中山証言）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、平成21年6月30日、本件現場において、拡声器を使用して、詐欺、横領、恐喝を働く千葉興業銀行は脅し取った1400万円を利息を付

けて返せなどと発言していた。

本件現場は、その周辺に集合住宅等が立ち並んでいる地域であるところ、本件現場の近隣に居住しているという者から、西警察署に対し、原告が拡声器を使用しているというのでどうにかしてほしいとの通報があった。

(2) 西警察署の警察官らは、上記(1)の通報を受けて本件現場に赴いたところ、原告が、拡声器を使用して、千葉興業銀行が詐欺、横領を行っているなどの街頭宣伝活動を行っており、その音量は、パトカーの中にも聞こえる程度の大きさであったため、原告に対し、何度か音量を下げるよう注意したが、原告は、音量を下げることなく、拡声器の使用を継続していた。

(3) 西警察署の警察官らのうち、制服を着用した警察官である矢幡巡査ほか1名は、原告に対し、原告の拡声器の使用について苦情の通報があったことを伝え、職務質問を開始したが、原告は、氏名を名乗った後は、生年月日等の他の質問に一切答えなかった。

さらに、西警察署の警察官らは、原告に対し、職務質問を継続して試みながら、拡声器の音量を下げるよう記載した警告板による警告を行うなどしたが、原告は、音量を下げず、拡声器の使用を継続していた。

そこで、矢幡巡査は、原告が拡声器のマイクを持つ右手をつかんで拡声器の使用を制止しようとしたところ、原告は、矢幡巡査の手を上から下に向かって振り払って、その手をほどいた（以下「本件行為」という。）。

(4) 本件現場を指揮していた中山警部は、原告の本件行為を見て、矢幡巡査に対する不法な有形力の行使であり、公務執行妨害罪に当たると考え、矢幡巡査に対し、原告を公務執行妨害罪の被疑事実により現行犯逮捕するよう指示した。

そして、矢幡巡査は、同指示に従って、本件逮捕を行った。

2(1) 原告の主張(1)について

上記認定事実(1)から(3)記載の事実経過によれば、西警察署の警察官が、同

(1)(2)記載の本件現場における原告の行為について、軽犯罪法1条14号に該当すると疑うに足りる相当な理由があると認め、原告に対し、職務質問を開始し、また、拡声器の音量を下げるよう警告を行ったが、原告がこれに応じようとしなかったものであり、矢幡巡査が原告の右手をつかんだ行為は、警職法2条1項ないし5条に基づき、必要かつ相当な範囲で行われた有形力の行使であったといえることができる。

そして、これに対する原告の本件行為の態様に照らせば、原告について公務執行妨害罪の現行犯人であると判断して行われた本件逮捕は、適法なものであったと認められる。

なお、上記判断は、原告が、本件現場における街頭宣伝に関する許可を事前に警察から得ていた事実があったとしても、左右されるものではない。

以上によると、原告の主張(1)は、採用することができない。

(2) 原告の主張(2)について

原告は、不起訴処分となった理由の開示を請求したのに、被告が刑事訴訟法261条に違反して、これに応じないと主張する。

しかし、同条は、告訴人、告発人又は請求人（以下「告訴人ら」という。）の請求があるときは、検察官は、告訴人らに対し、不起訴処分の理由を告げなければならないと規定しているところ、原告は、告訴人らに該当しないし、被告は、同条の理由を告げるべき立場にはない。

したがって、原告の主張(2)は、採用することができない。

(3) 原告の主張(3)について

原告は、西警察署が、押収した原告所有物の一部を返還しないと主張するが、本件記録を精査しても、これを認めるに足りる証拠はない。

(4) その他、原告は、被告の違法な行為及びこれに基づく損害の発生について様々な主張をするが、いずれもこれを裏付ける証拠はなく、認めることはできない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がない。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官 村 上 正 敏

裁判官 加 本 牧 子

裁判官 林 優 香 子

これは正本である。

平成 23 年 1 月 17 日

東京地方裁判所民事第 3 7 部

裁判所書記官 星 野

